

4. 都道府県の2類型

前述したようにWAMNETでは、指定機関、市町村を次の2つのグループに分類しています。

- (1) 独自に事務処理システムを持たない
⇒WAMNET利用型
- (2) 独自に事務処理システムを持つ(開発、パッケージ等)
⇒独自台帳型

当章では、上記2つのグループが利用する機能および注意事項について解説します。

(1) 共通ルール

「WAMNET利用型」「独自台帳型」に共通するルールを解説します。

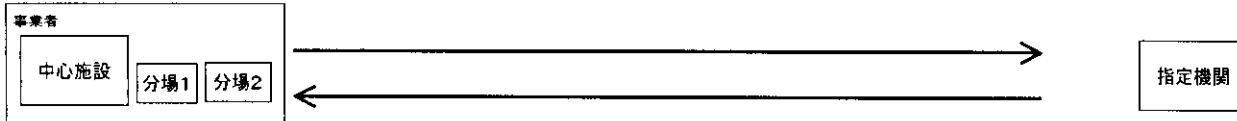
① 申請書の運用

サービスコードと申請の運用についての基本ルールです。

1. 分場は、14桁の認定コードの下に2桁の分場番号をもって管理する。
分場は、中心施設認定コードと同じコードをもつ
2. 施設訓練等支援サービスは「辞退届」で運用し、「廃止・休止・再開届」は利用しない。
居宅生活支援サービスは「廃止・休止・再開届」で運用し、「辞退届」は利用しない。
3. 分場の追加・廃止は中心施設認定コードの変更届で実施する。
ただし、分場の廃止申請の場合は、「変更届け」に廃止する分場番号を明記する。
4. 分場の申請項目の変更は、中心施設認定コードの変更届で実施する。
該当分場がわかるように、「変更届け」に分場番号を明記する。
5. 指定機関は、分場番号を必ず事業者へ通知する。
事業者は、変更届け等で分場番号が必要となる

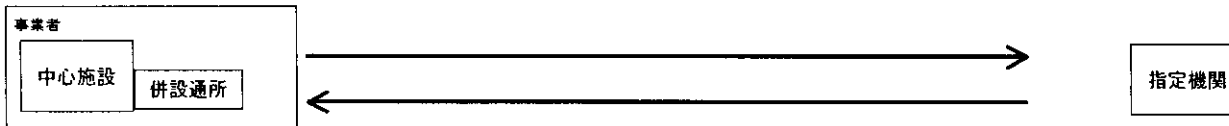
次ページより分場、併設施設、出張所をもつサービスの申請書提出パターンを参考として掲載します。

1) 分場を持つ場合の申請パターン



	様式1 の有無	申請書	申請情報(事業者→指定機関)	指定機関発着業務	認定コード+枝番
		通知書	通知情報(指定機関→事業者)		
1 中心施設と分場1、2の同時申請	有り	付表7(中心) 付表7-3(分1) 付表7-3(分2)	付表7(中心施設名称、中心施設所在地等) 付表7-3(分場1名称、分場1所在地等) 付表7-3(分場2名称、分場2所在地等)	中心施設認定コードの 発着 分場1分場番号、分場2 分場番号の発着	XXXXXXXXXX-51 XXXXXXXXXX-51-01 XXXXXXXXXX-51-02
		指定通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)	指定通知書(中心施設認定コード、中心施設所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、分場番号1、分場1所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、分場番号2、分場2所在地)		
2 中心施設のみ先に指定を受け、後で分場1、2の申請 * 中心施設の申請項目に変更がある場合	有り	変更届出書(中心) 付表7-3(分1) 付表7-3(分2)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表7-3(分場1名称、分場1所在地等) 付表7-3(分場2名称、分場2所在地等)	分場1分場番号、分場2 分場番号の発着	XXXXXXXXXX-51-01 XXXXXXXXXX-51-02
		変更通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)	変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(中心施設認定コード、分場番号1、分場1所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、分場番号2、分場2所在地)		
3 中心施設のみ先に指定を受け、後で分場1、2の申請 * 中心施設の申請項目に変更がない場合	有り	変更届出書(中心) 付表7-3(分1) 付表7-3(分2)	ありえないケース		
		変更通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)			
4 中心施設と分場1が先に指定を受け、後で分場2の追加申請 * 中心施設の申請項目に変更がある場合	有り	変更届出書(中心) 付表7-3(分2)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表7-3(分場2名称、分場2所在地等)	分場2分場番号の発着	XXXXXXXXXX-51-02
		変更通知書(中心) 指定通知書(分2)	変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(中心施設認定コード、分場番号2、分場2所在地)		
5 中心施設と分場1が先に指定を受け、後で分場2の追加申請 * 中心施設の申請項目に変更がない場合		変更届出書(中心) 付表7-3(分2)	ありえないケース		
		変更通知書(中心) 指定通知書(分2)			
6 分場1の申請項目に変更がある場合		変更届出書(親、分1)	変更届出書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場1変更情報)	-	-
		変更通知書(親、分1)	変更通知書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場1変更情報)		
7 分場1の廃止があり分場の数が減る場合		変更届出書(親、分1)	変更届出書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場1変更情報)	分場1分場番号の廃止	XXXXXXXXXX-51-02削
		変更通知書(親、分1)	変更通知書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場1変更情報)		
8 分場1、分場2の廃止があり分場がなくなる場合		変更届出書(親、分1、 分2)	変更届出書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場2枝番、分場1変更情報、分場2 変更情報)	分場1分場番号、分場2 分場番号の廃止	XXXXXXXXXX-51-01削 XXXXXXXXXX-51-02削
		変更通知書(親、分1、 分2)	変更通知書(中心施設認定コード、分場1枝番、分場2枝番、分場1変更情報、分場2 変更情報)		
9 中心施設が休止する場合		休止届書(中心)	ありえないケース		
		休止通知書(中心)			
10 中心施設が再開する場合		再開届書(中心)	ありえないケース		
		再開通知書(中心)			
11 中心施設が辞退する場合		辞退届書(中心)	辞退届書(中心施設認定コード、辞退情報)	中心施設認定コード、分 場番号ともに辞退	XXXXXXXXXX-51辞 XXXXXXXXXX-51-01辞 XXXXXXXXXX-51-02辞
		辞退通知書(中心)	辞退通知書(中心施設認定コード、辞退情報) 辞退通知書(中心施設認定コード、分場1枝番、辞退情報) 辞退通知書(中心施設認定コード、分場2枝番、辞退情報)		
12 中心施設が廃止する場合		廃止届書(中心)	ありえないケース		
		廃止通知書(中心)			

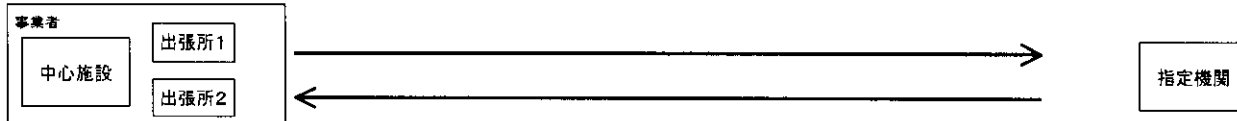
2) 併設施設を持つ場合の申請パターン



	申請書	申請情報(事業者→指定機関)		指定機関発着業務	認定コード+核番
		通知書	通知情報(指定機関→事業者)		
1 中心施設と併設通所の同時申請	付表7(中心) 付表7-2(併)	付表7(中心施設名称、中心施設所在地等) 付表7-2(併設通所名称、併設通所所在地等)	付表7(中心施設名称、中心施設所在地等) 付表7-2(併設通所名称、併設通所所在地等)	中心施設認定コードの 発番 併設通所認定コードの 発番	XXXXXXXX-51 XXXXXXXX-52
2 中心施設のみ先に指定を受け、後で併設通所の申請 * 中心施設の申請項目に変更がある場合	変更届出書(中心) 付表7-2(併)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表7-2(併設通所名称、併設通所所在地等)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表7-2(併設通所名称、併設通所所在地等)	併設通所認定コードの 発番	XXXXXXXX-52
	変更通知書(中心) 指定通知書(併)	変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(併設通所認定コード、併設通所名称、併設通所所在地)	変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(併設通所認定コード、併設通所名称、併設通所所在地)		
3 中心施設のみ先に指定を受け、後で併設通所の申請 * 中心施設の申請項目に変更がない場合	変更届出書(中心) 付表7-2(併)	ありえないケース	ありえないケース		
	変更通知書(中心) 指定通知書(併)				
4 併設通所の申請項目に変更がある場合	変更届出書(併)	変更届出書(併設通所認定コード、併設通所変更情報)	変更届出書(併設通所認定コード、併設通所変更情報)	-	-
	変更通知書(併)	変更通知書(併設通所認定コード、併設通所変更情報)	変更通知書(併設通所認定コード、併設通所変更情報)		
5 併設通所サービスのみなくなる場合(*)	辞退届書(併)	辞退届書(併設通所認定コード、辞退情報)	辞退届書(併設通所認定コード、辞退情報)	併設通所認定コードの 辞退	XXXXXXXX-52辞
	辞退通知書(併)	辞退通知書(併設通所認定コード、辞退情報)	辞退通知書(併設通所認定コード、辞退情報)		
6 中心施設が休止する場合	休止届書(中心)	ありえないケース	ありえないケース	-	-
	休止通知書(中心) 休止通知書(併)				
7 中心施設が再開する場合	再開届書(中心)	ありえないケース	ありえないケース	-	-
	再開通知書(中心) 再開通知書(併)				
8 中心施設が辞退する場合	辞退届書(中心)	辞退届書(中心施設認定コード、辞退情報)	辞退届書(中心施設認定コード、辞退情報)	中心施設認定コードの 辞退 併設通所認定コードの 辞退	XXXXXXXX-51辞 XXXXXXXX-52辞
	辞退通知書(中心) 辞退通知書(併)	辞退通知書(中心施設認定コード、辞退情報) 辞退通知書(併設通所認定コード、辞退情報)	辞退通知書(中心施設認定コード、辞退情報) 辞退通知書(併設通所認定コード、辞退情報)		
9 中心施設が廃止する場合	廃止届書(中心)	ありえないケース	ありえないケース		
	廃止通知書(中心) 廃止通知書(併)				

併設通所サービスの辞退届を提出した後、再度併設通所サービスを再開する場合は、上記ケース2で申請書を提出する

3) 居宅サービスが出張所を持つ場合



	様式1 の有無	申請書	申請情報(事業者→指定機関)	指定機関発番業務	認定コード+番号
		通知書	通知情報(指定機関→事業者)		
1 中心施設と出張所1、2の同時申請	有り	付表1(中心) 付表1-2(分1) 付表1-2(分2) 指定通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)	付表1(中心施設名称、中心施設所在地等) 付表1-2(出張所1名称、出張所1所在地等) 付表1-2(出張所2名称、出張所2所在地等) 指定通知書(中心施設認定コード、中心施設名称、中心施設所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、出張所番号1、出張所1名称、出張所1所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、出張所番号2、出張所2名称、出張所2所在地)	中心施設認定コードの 発番 出張所1番号、出張所2 番号の発番	XXXXXXXXXX-11 XXXXXXXXXX-11-01 XXXXXXXXXX-11-02
2 中心施設のみ先に指定を受け、後で出張所1、2の申請 * 中心施設の申請項目に変更がある場合	有り	変更届出書(中心) 付表1-2(分1) 付表1-2(分2) 変更通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表1-2(出張所1名称、出張所1所在地等) 付表1-2(出張所2名称、出張所2所在地等) 変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(中心施設認定コード、出張所番号1、出張所1名称、出張所1所在地) 指定通知書(中心施設認定コード、出張所番号2、出張所2名称、出張所2所在地)	出張所1番号、出張所2 番号の発番	XXXXXXXXXX-11-01 XXXXXXXXXX-11-02
3 中心施設のみ先に指定を受け、後で出張所1、2の申請 * 中心施設の申請項目に変更がない場合	有り	変更届出書(中心) 付表1-2(分1) 付表1-2(分2) 変更通知書(中心) 指定通知書(分1) 指定通知書(分2)	ありえないケース		
4 中心施設と出張所1が先に指定を受け、後で出張所2の追加申請 * 中心施設の申請項目に変更がある場合	有り	変更届出書(中心) 付表1-2(分2) 変更通知書(中心) 指定通知書(分2)	変更届出書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 付表1-2(出張所2名称、出張所2所在地等) 変更通知書(中心施設認定コード、中心施設変更情報) 指定通知書(中心施設認定コード、出張所番号2、出張所2名称、出張所2所在地)	出張所2番号の発番	XXXXXXXXXX-11-02
5 中心施設と出張所1が先に指定を受け、後で出張所2の追加申請 * 中心施設の申請項目に変更がない場合	有り	変更届出書(中心) 付表1-2(分2) 変更通知書(中心) 指定通知書(分2)	ありえないケース		
6 出張所1の申請項目に変更がある場合		変更届出書(親、分1) 変更通知書(親、分1)	変更届出書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所1変更情報) 変更通知書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所1変更情報)	-	-
7 出張所1の廃止があり出張所の数減る場合		変更届出書(親、分1) 変更通知書(親、分1)	変更届出書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所1変更情報) 変更通知書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所1変更情報)	出張所1番号の廃止	XXXXXXXXXX-11-02A
8 出張所1、出張所2の廃止があり出張所なくなる場		変更届出書(親、分1、分2) 変更通知書(親、分1、分2)	変更届出書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所2番号、出張所1変更情報、出張所2変更情報) 変更通知書(中心施設認定コード、出張所1番号、出張所2番号、出張所1変更情報、出張所2変更情報)	出張所1番号、出張所2 番号の廃止	XXXXXXXXXX-11-01A XXXXXXXXXX-11-02A
9 中心施設が休止する場合		休止届書(中心) 休止通知書(中心)	休止届書(中心施設認定コード、休止情報) 休止通知書(中心施設認定コード、休止情報)	中心施設認定コードの 休止	XXXXXXXXXX-11H
10 中心施設が再開する場合		再開届書(中心) 再開通知書(中心)	再開届書(中心施設認定コード、再開情報) 再開通知書(中心施設認定コード、再開情報)	中心施設認定コードの 再開	XXXXXXXXXX-11H
11 中心施設が辞退する場合		辞退届書(中心) 辞退通知書(中心)	ありえないケース		
12 中心施設が廃止する場合		廃止届書(中心) 廃止通知書(中心)	廃止届書(中心施設認定コード、廃止情報) 廃止通知書(中心施設認定コード、廃止情報) 廃止通知書(中心施設認定コード、出張所1番号、廃止情報) 廃止通知書(中心施設認定コード、出張所2番号、廃止情報)	中心施設認定コードの 廃止	XXXXXXXXXX-11廃 XXXXXXXXXX-11-01廃 XXXXXXXXXX-11-02廃

②みなし施設

障害者支援費制度における、みなし施設の情報は、「指定機関管理台帳とWAMNETのインターフェース仕様」において記述する必須項目を、必ずWAMNETに連携することとします。

③基準該当事業者

市町村が指定する基準該当事業者は、都道府県ごとに「取りまとめ方式」「個別入力方式」のいずれかを選択します。

「取りまとめ方式」を選択した場合は、各市町村が指定した基準該当事業者情報を都道府県がとりまとめ、WAMNETにまとめてデータを連携します。

また、「個別入力方式」を選択した場合は、指定した市町村自らWAMNETの入力画面に基準該当事業者情報を入力します。

政令市、中核市が指定した基準該当事業者情報のみ、指定事業者情報と混在してWAMNETにデータを連携できます。

④稼働環境

WAMNET障害者支援費システムの推奨稼働環境は以下のようになります。

【推奨ソフトウェア環境】

OS

WindowsNT4.0

Windows2000

WindowsXP

ブラウザ

InternetExplorer5. 5 SP2

InternetExplorer6. 0

【ネットワーク環境】

インターネットアクセス環境

WISH経由のWAMNET接続環境

上記以外のネットワーク環境については別途事業団へご相談ください。

⑤ 事業所コードの廃止・削除について

この章では、「WAMNET利用型」「独自台帳型」に共通する、事業所コード(11桁)の廃止・削除の運用について解説します。

廃止(辞退・取消も同様の運用となる)処理

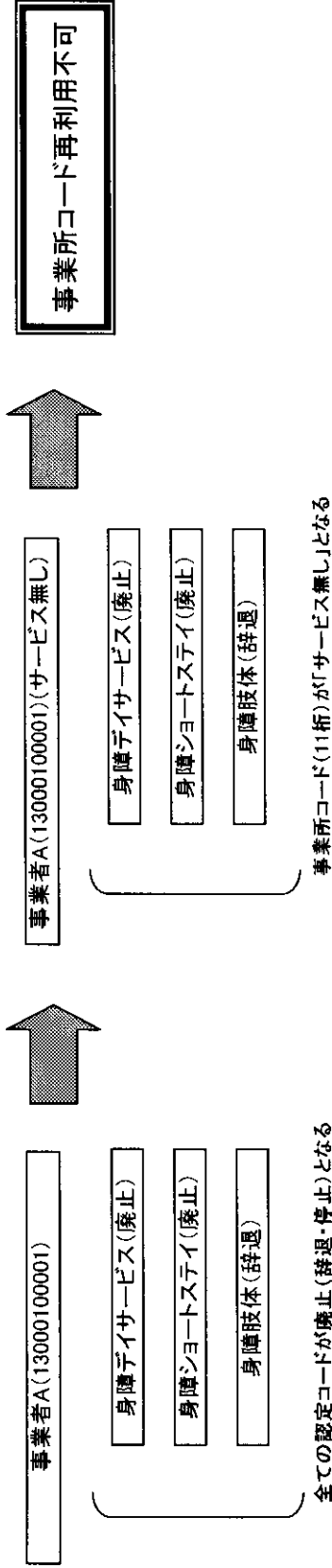
廃止処理は、認定コード(14桁)単位の処理となります。

基本的には、事業者からの申請(廃止・辞退)または行政処分(取消)により発生します。廃止された認定コードは、履歴データとして残ります。

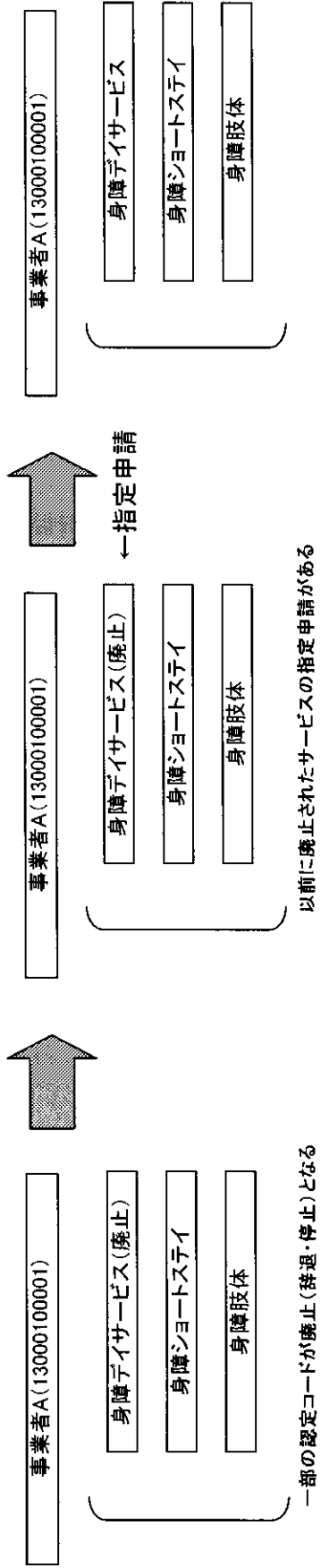
同一事業所コード(11桁)の認定コードすべてが、廃止(辞退・取消)された場合、11桁の事業所コードが廃止されたものとみなし、事業所コードを「サービス無し」状態にします。「サービス無し」状態の事業所コードは、再利用不可です。

同一事業所コード(11桁)の認定コードの一部が、廃止(辞退・取消)され、廃止されたサービスと同じサービスがその後再度指定申請された場合、同じ認定コードを発番することが可能です。

【例：全ての認定コードが廃止になった場合】



【例：一部の認定コードが廃止になった場合】



削除処理

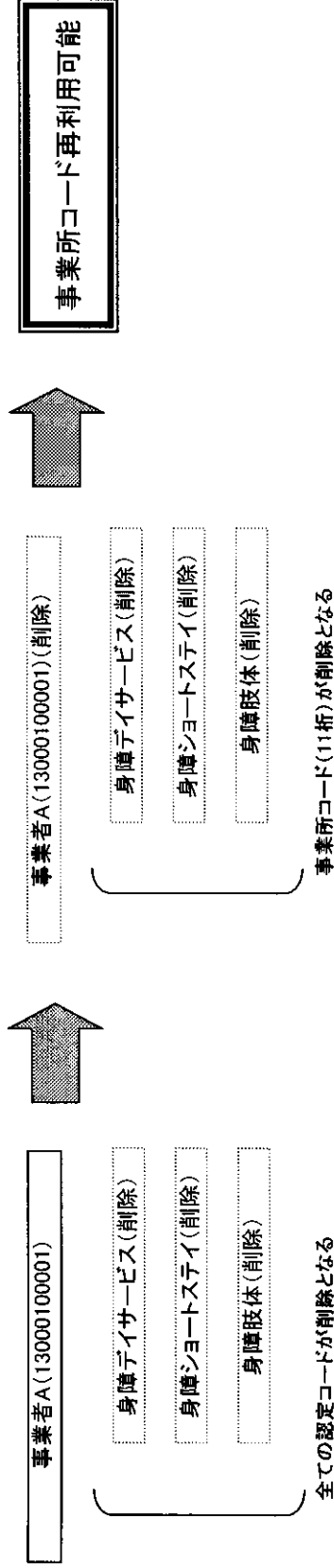
削除処理は、認定コード(14桁)単位の処理となります。

基本的には、指定機関が誤って認定コードを発番し、誤りを訂正(削除)したとき発生します。削除処理された認定コードは、履歴データも含めて削除されます。

同一事業所コード(11桁)の認定コードすべてが、削除された場合、11桁の事業所コードが削除されたものとみなし、事業所コードを削除します。したがって、事業所コードは、再利用可能です。

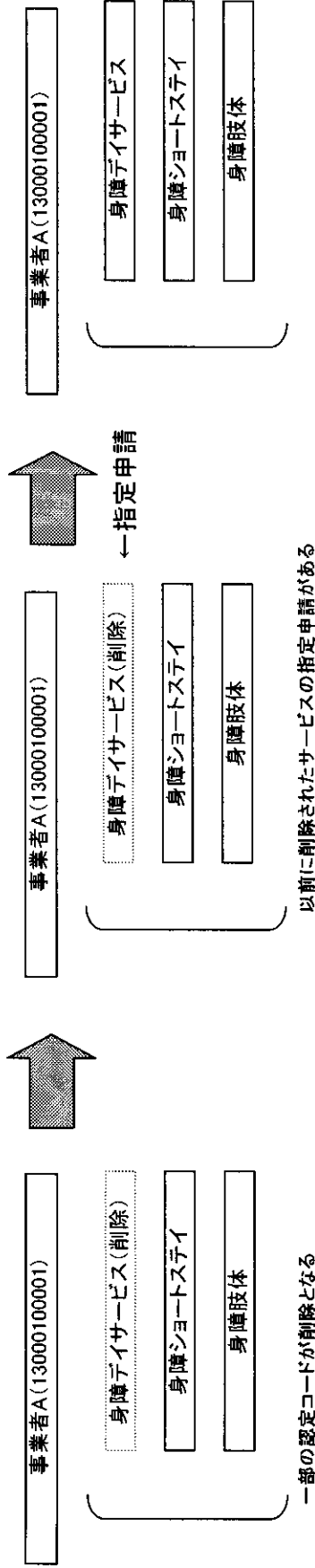
同一事業所コード(11桁)の認定コードの一部が、削除され、削除されたサービスと同じサービスがその後再度指定申請された場合、同じ認定コードを発番することが可能です。

【例：全ての認定コードが削除になった場合】



全ての認定コードが削除となる

【例：一部の認定コードが削除になった場合】



一部の認定コードが削除となる

以前に削除されたサービスの指定申請がある

(2) WAM NET利用型

①機能一覧

	指定事業者登録機能	様式Iの内容を入力する。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、事業所コードを発番し、DBに登録する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	サービスの辞退処理	サービスの辞退の内容を入力する。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、ステータスを変更する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	サービスの廃止処理	サービスの廃止の内容を入力する。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、ステータスを変更する。履歴を作成する。同一事業所コード(11桁)の全サービスが廃止となった場合、同事業所コードは廃番となり、以後使用できない。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
画面入力機能	サービスの休止・再開処理	サービスの休止・再開の内容を入力する。入力されたデータは必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、ステータスを変更する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	サービスの取消処理	サービスの取消の内容を入力する。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、ステータスを変更する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	サービスの停止・解除処理	サービスの停止・解除に関するデータを入力する。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、ステータスを変更する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	サービスの変更届処理	サービスの変更届の内容を入力する。入力されたデータは必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録し、変更する。履歴を作成する。(必須項目に関してはインタフェースと同様の項目にてチェックを行なう)
	一覧出力機能	登録されている事業者の内容確認を行なう為によりデータの一覧を表示する。表示するデータは次の通り。事業所番号(11桁)、事業者(法人)名称、事業者住所、認定コード(14桁)、サービス種別、施設名称、施設住所、認定コード(14桁)+分場番号(2桁)、サービス種別、施設名称、施設住所
	データファイル作成機能	上記の機能にて表示された項目は.csvファイルとしてダウンロードする事が可能である。
データ保守機能	検索・一覧表示機能	条件にて絞り込まれた事業所、サービスの内容を表示する。検索結果は一覧で表示され、リンクをたどる事で各々の様式、付表の情報を閲覧する事が出来る。
	削除機能	入力ミス、等により間違って入力された情報を削除する機能。削除されたデータはDBから完全に削除される。当該事業所コード、認定コードに関する履歴も削除される。
	変更機能	入力ミス、等による各付表や各様式に入力された間違ったデータを修正する機能。入力されたデータの必須項目チェック、マスターチェックを行い、DBに登録する。履歴は作成しない。
履歴機能	事業者履歴表示機能	履歴の内容を出力する。デフォルトの表示内容は当該指定業者が指定した事業所の履歴一覧を表示する。その他に全事業所の履歴表示、条件にて絞り込まれたリストを表示する事が出来る。絞込項目は市町村コード、事業所コード、認定コード、及びフリーコメントである。
市町村合併機能	市町村合併機能	同指定機関で指定した事業所、サービスの所在地情報、等の市町村コード、市町村名を一括変換する。

②発番機能、採番ルール（3.コード定義を参照のこと）

①指定都道府県コード+②指定機関コード (1～5桁目)	ログインしたユーザーにより自動的に採番される。入力者が編集する事は出来ない。
③法区分（6桁目）	様式1の入力時に選択された法区分によって、自動的に採番される。入力者が編集する事は出来ない。
④連番（7～11桁目）	様式1の入力時に任意の番号を指定する事が可能である。又は、ブランクのまま登録するとDB登録時に自動的に採番される。自動採番の場合、5桁の連番中の空いている一番若い番号が使用される。
⑤サービスクラス種類（12～13桁目）	付表の入力時に選択されている付表により自動的に採番される。編集する事は出来ない。
⑥チェックデジット（14桁目）	①～⑤の数字からモジュラス10（ウェイト2-1分割方式）の計算式を用い、チェックデジットを自動計算する。各種付表を入力する際に変更が出来る。

③履歴と履歴作成ルール

履歴の作成方法と時期	履歴は各様式、付表を入力または行政処分の入力をし、確定された時に作成される。
履歴の作成ルール	履歴は画面にて入力確定された順に作成される。その為に入力は申請、及び行政処分の時系列に沿って（業務上処理した順番で）入力する必要がある。（誤って情報を入力した場合、保守機能を使用し、変更を行なうか、削除機能を用い、入力したい日付の変更等、以後の入力データを削除し、改めて入力する必要がある。）

⑤一覧出力と印刷に関して

一覧出力では、内容の確認を行なう為にデータの確認を行なう事が出来る。また、表示内容はCSVファイルとしてダウンロードする事も可能である。表示した内容はブラウザの印刷機能を使用し、印刷する事が可能であるが、専用の帳票機能は提供しない。
--

⑤画面遷移図

